

会社の健康保険などの被扶養者だった方も対象になります

75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の方はすべて、お住まいの市町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者だった方はもちろん、会社の健康保険や共済組合の被扶養者だった方も後期高齢者医療制度の被保険者となります。



新しい保険証が交付されます

後期高齢者医療制度の被保険者には、新しい保険証が一人に1枚交付されます。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかるときは窓口に提示してください。

なお、これまでの保険証と老人保健の医療受給者証は使えなくなります。4月から対象となる方には、新しい保険証を3月下旬から郵送します。お手元に保険証が届いたら、記載されてある名前、住所などをご確認ください。なお、保険証が4月になっても届かない場合は、**市役所市民窓口グループ**へご連絡ください。

▼新しい保険証見本

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成20年 7月 3日
 被保険者番号 00000001
 住 所 高浜市

氏 名 高浜 花子 性別 女
 生 年 月 日 大正13年 3月29日
 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
 発 効 期 日 平成20年 4月 1日
 交 付 年 月 日 平成20年 4月 1日
 一部負担金の割合 1割

保 険 者 番 号 3 9 2 3 2 2 7 7
 保 険 者 名 愛知県後期高齢者医療広域連合

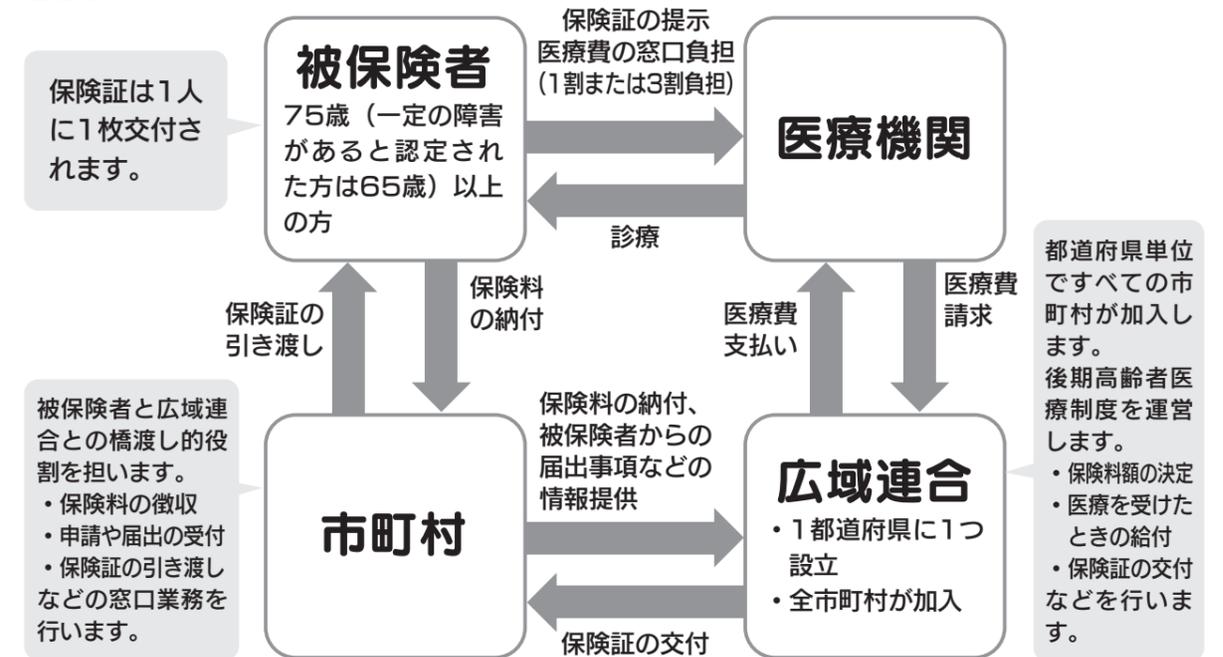
見本



▲市役所窓口

後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、すべての75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の方が加入し、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。



75歳以上の方は全員被保険者です※

広域連合区域内にある市町村に住む下記の方です。 ※生活保護の被保護者は対象者から除かれます

対象となる日	
75歳以上の方	<p>75歳の誕生日当日</p> <p>例</p> <p>誕生日が5月1日の方 → 5月1日から適用</p> <p>誕生日が5月15日の方 → 5月15日から適用</p>
65歳以上の一定の障害がある方で、広域連合の認定を受けた方	<p>広域連合の認定を受けた日</p>